

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認茨城地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	13 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	8 件

茨城国民年金 事案 1304

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年10月及び同年11月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年10月及び同年11月

ねんきん特別便を確認したところ、昭和52年10月及び同年11月の国民年金保険料が未納とされていた。申立期間の保険料について、転居の度に自身で住所変更を行い、保険料を納付していた。

このため、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の申立期間前の昭和51年10月、同年11月、52年4月及び同年5月の国民年金保険料については、それぞれ重複納付していることを理由として、平成23年5月23日に還付されていることが確認できることから、行政側の申立人に係る記録管理が適正に行われていなかった事実が認められる。

また、申立人の所持する年金手帳により、申立人は、昭和52年10月3日にA市区町村からB市区町村への住所変更手続きを行っていることが確認でき、申立人が所持している領収書により、52年12月及び53年1月の国民年金保険料を同年1月6日に現年度納付していることから、この時点で申立期間の保険料を納付しないのは不自然である。

さらに、申立期間は2か月と短期である上、申立人は、申立期間を除き国民年金保険料を全て納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る船員保険料を船舶所有者により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和33年10月14日）及び資格取得日（昭和33年12月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、船舶所有者は、申立人に係る申立期間の船員保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和2年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和33年10月14日から同年12月1日まで

年金事務所に私の夫の船員保険の被保険者記録を照会したところ、A社に勤務していた昭和33年10月14日から同年12月1日までの期間について、被保険者記録が無い旨の回答を受けた。私の夫はB大学を卒業後、A社に入社し、52年に退職するまで、継続して同社に勤務していたはずなので、申立期間について、船員保険の被保険者であったことを認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る「人事カード」により、申立人が申立期間において、船員として継続して同社に勤務していたことが確認できる。

また、申立人の妻は、自身と申立人が結婚した昭和29年3月以降、39年にC都道府県に転居するまでD市区町村に居住しており、申立人は一貫してD市区町村を拠点とするE船団の船舶に乗船し、漁場の調査及び選定等を行う業務に従事していた旨及び申立期間は毎年Fの期間に当たり、申立人が職務上船舶を離れることは考えられない旨説明しており、その説明は詳細かつ具体的である。

さらに、A社に照会したところ、同社の船員が申立期間の前後において同じ業務に従事していた場合、途中で船員保険の被保険者資格を喪失させることは考えられないとする旨の回答が得られた。

加えて、同じ事業所に勤務し、事務を担当していたとして、申立人の妻が名前を挙げた同僚は、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間において、継続して厚生年金保険の被保険者となっていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人が申立期間の船員保険料を船舶所有者により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る船員保険被保険者名簿の昭和33年9月の記録により、2万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の船舶所有者による納付義務の履行については、船舶所有者から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを記録するとは考え難いことから、船舶所有者が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料についての納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、船舶所有者は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の当該期間に係るA社における標準報酬月額について、平成13年9月から16年9月までは30万円、同年10月は32万円、同年11月は30万円、同年12月は34万円、17年1月から同年5月までは26万円、同年6月及び同年7月は30万円、同年8月は34万円、同年9月から同年12月までは28万円、18年1月は32万円、同年2月及び同年3月は34万円、同年4月は26万円、同年5月は30万円、同年6月は34万円、同年7月は30万円、同年8月は26万円、同年9月は30万円、同年10月は32万円、同年11月及び同年12月は34万円、19年1月は32万円、同年2月及び同年3月は34万円、同年4月は26万円、同年5月は28万円、同年6月は30万円、同年7月は28万円、同年8月は34万円、同年9月から20年3月までは32万円、同年4月は26万円、同年5月及び同年6月は30万円、同年7月は32万円、同年8月は28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年9月から20年8月まで

ねんきん定期便を確認したところ、A社に勤務していた期間のうち、平成13年9月から20年8月までの期間の標準報酬月額が、給与明細書の給与額に見合う標準報酬月額より低くなっていることが判明した。当該期間の標準報酬月額の記録について、給与明細書の保険料控除額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間に係る標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定及び決定し、これに基づき記録の訂正及び保険

給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額それぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

- 2 申立期間のうち、平成 13 年 9 月、16 年 10 月から同年 12 月までの期間、17 年 4 月から同年 6 月までの期間、同年 8 月、同年 12 月から 20 年 8 月までの期間について、申立人から提出された A 社の給与明細書により、オンライン記録上の標準報酬月額に見合う保険料額より高い保険料額が控除され、オンライン記録上の標準報酬月額より高い給与額が支給されていることが確認できる。

また、給与明細書が無い平成 13 年 10 月から 16 年 9 月までの期間、17 年 1 月から同年 3 月までの期間、同年 7 月、同年 9 月から同年 11 月までの期間については、その前後の月に係る給与明細書の厚生年金保険料控除額及び給与支給額から判断すると、当該期間においても、オンライン記録上の標準報酬月額に見合う保険料額より高い保険料額が控除され、オンライン記録上の標準報酬月額より高い給与額が支給されていたものと推認できる。

したがって、申立人の申立期間の標準報酬月額については、平成 13 年 9 月から 16 年 9 月までは 30 万円、同年 10 月は 32 万円、同年 11 月は 30 万円、同年 12 月は 34 万円、17 年 1 月から同年 5 月までは 26 万円、同年 6 月及び同年 7 月は 30 万円、同年 8 月は 34 万円、同年 9 月から同年 12 月までは 28 万円、18 年 1 月は 32 万円、同年 2 月及び同年 3 月は 34 万円、同年 4 月は 26 万円、同年 5 月は 30 万円、同年 6 月は 34 万円、同年 7 月は 30 万円、同年 8 月は 26 万円、同年 9 月は 30 万円、同年 10 月は 32 万円、同年 11 月及び同年 12 月は 34 万円、19 年 1 月は 32 万円、同年 2 月及び同年 3 月は 34 万円、同年 4 月は 26 万円、同年 5 月は 28 万円、同年 6 月は 30 万円、同年 7 月は 28 万円、同年 8 月は 34 万円、同年 9 月から 20 年 3 月までは 32 万円、同年 4 月は 26 万円、同年 5 月及び同年 6 月は 30 万円、同年 7 月は 32 万円、同年 8 月は 28 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立人から提出された給与明細書等の保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所（当時）において記録されている標準報酬月額が申立期間について、長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書等において確認及び推認できる保険料控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の当該期間に係るA社における標準報酬月額について、平成8年6月は17万円、同年7月及び同年8月は18万円、同年9月は16万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和51年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成8年6月1日から同年10月1日まで

年金事務所に厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、A社に勤務していた申立期間について、標準報酬月額が、給与明細書の給与額に見合う標準報酬月額より低くなっていることが判明した。当該期間の標準報酬月額の記録について、給与明細書の保険料控除額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間に係る標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定及び決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

2 申立人から提出されたA社の給与明細書により、申立人が申立期間において、オンライン記録上の標準報酬月額に見合う保険料額より高い保険料額（標準報酬月額18万円相当）を控除され、オンライン記録上の標準報酬

月額より高い給与額（標準報酬月額 16 万円から 18 万円相当）を受けていることが確認できる。

したがって、申立期間に係る標準報酬月額については、給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額から、平成 8 年 6 月は 17 万円、同年 7 月及び同年 8 月は 18 万円、同年 9 月は 16 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A 社が既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、申立期間当時の事業主等からは具体的な回答が得られず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

茨城厚生年金 事案 1702

第1 委員会の結論

申立人のA社における被保険者資格の取得日は昭和17年6月1日、喪失日は20年3月18日であったと認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、40円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年6月1日から20年3月18日まで
年金事務所に厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、B市区町村にあったA社に勤務していた申立期間について、被保険者記録が無いことが判明した。

私は、昭和11年から20年*月*日の大空襲の約1週間から2週間後まで勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿及び申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）を確認すると、申立人は昭和12年9月10日にA社に係る健康保険被保険者資格を取得し、17年2月1日に標準報酬月額40円で労働者年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。同6月1日に施行された労働者年金保険法において、同年1月1日から同年5月31日までの期間は、同法の適用準備期間として労働者年金保険の被保険者期間に算入しない期間であり、労働者年金保険料の徴収は同年6月から開始することが定められていることから、申立人の資格取得日は同年6月1日となることを確認できる。

また、前述の健康保険労働者年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳においては、申立人に係る資格喪失日の記載が確認できないが、申立人に退職時期に関する記憶を確認したところ、昭和20年*月*日の大空襲

時にはA社に在職しており、B市区町村にあった同社は、大空襲の被災を免れたものの稼働しておらず、1週間又は2週間後に、会社から汽車の切符を手配してもらいC都道府県に帰省した旨、及びその後、終戦前に同社に出社するも、仕事が無い上、戦時の混乱により勤務できなかった旨を具体的に説明していることから判断すると、申立人は、少なくとも、同社において同年3月10日から1週間後の同年3月17日まで勤務していたものと推認できることから、申立人の厚生年金保険資格喪失日は、同年3月17日の翌日である同年3月18日とすることが妥当である。

なお、申立期間に係る標準報酬月額については、厚生年金保険被保険者台帳における申立人の記録から、40円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年12月から63年9月までの期間、平成4年1月、同年3月から同年8月までの期間、5年5月、同年6月、6年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和57年12月から63年9月まで
② 平成4年1月
③ 平成4年3月から同年8月まで
④ 平成5年5月及び同年6月
⑤ 平成6年2月及び同年3月

ねんきん定期便を確認したところ、各申立期間の国民年金保険料が未納となっていた。

申立期間当時、私は、元夫が経営するA社で事務をしており、青色申告会会員としての記帳指導を受け、専属の税理士からも年金は必ず納付するようにと指導され、きちんと納付していた。

このため、各申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を一緒に納付したとする申立人の元夫も各申立期間の保険料が未納となっている。

また、申立人は、申立期間当時、B市区町村の青色申告会及び税理士から、国民年金保険料は必ず納付するようにとの指導を受け、きちんと納付していたと主張しているが、オンライン記録により、申立期間の前後に数回におよび過年度納付をしていることが確認できることから、申立内容は不自然である。

さらに、申立期間は5期間に及んでおり、オンラインシステムの導入により人的過誤の発生する恐れが減少したとされる時期において、その全ての期間について、行政側において保険料納付記録が消失したとは考え難い。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もう

かがえず、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年8月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和26年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年8月から47年3月まで
ねんきん定期便を確認したところ、昭和46年8月から47年3月までの国民年金保険料が未納となっていた。

申立期間については、私の父が国民年金の加入手続をし、地区の役員を通じて、私を含めた4人の兄弟の保険料を納付していた。

このため、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、申立人は、地区の役員を通じて、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人が国民年金に加入した時期は、直前の任意加入者の国民年金手帳記号番号により、昭和48年1月23日以降と考えられ、この時点では、申立期間の保険料は過年度分となるため、地区の役員を通じて保険料を納付することはできなかつたと考えられる。

また、申立人は、「私の父が、国民年金の加入手続を行い、地区の役員さんを通して、申立期間の保険料を納付していた。」と主張しているが、申立人自身は国民年金の加入手続に直接関与しておらず、申立人の父も他界しているため、申立期間当時の国民年金の加入及び保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえず、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月から48年3月まで
ねんきん定期便を確認したところ、昭和43年4月から48年3月までの国民年金保険料が未納とされていた。
申立期間については、昭和43年4月にA市区町村役場において国民年金の加入手続きを行い、妻が夫婦二人分の保険料を3か月ごとに納付しており、45年からは、妻の母の保険料も一緒に納付していたはずである。
このため、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金に加入した時期は、申立人が所持する年金手帳から、昭和48年8月11日であると考えられ、申立期間の過半については、時効により保険料を納付することはできない。

また、申立期間について、申立人は、申立人の妻が夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人の妻も同一の期間の保険料が未納となっている。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、後からまとめて納付したことはないと主張しており、事実、申立期間の保険料を過年度納付及び特例納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえず、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断す

ると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年12月から43年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年12月から43年6月まで
年金事務所に国民年金保険料の納付記録を確認したところ、申立期間の保険料の納付事実が確認できなかった。会社を退職後、国民年金に加入し、保険料を未納なく納めてきた。

このため、申立期間の国民年金保険料の納付事実が確認できないことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の年金手帳により、申立人は、昭和43年7月1日に国民年金に任意加入している事実が確認できることから、申立期間について、申立人は被保険者資格を有しておらず、保険料を納付することはできない。

また、申立人は、会社を退職後、A市区町村において国民年金の加入手続及び保険料の納付を行っていたと主張しているが、仮に、申立人の主張どおりの場合、申立人の国民年金手帳記号については、昭和39年当時、A市区町村を管轄していたB社会保険事務所（当時）から払い出される「*」となるべきであるにもかかわらず、42年7月に開設されたC社会保険事務所（当時）管内の市町村に払い出される「*」であることから、申立人の主張には不合理な点が認められる。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえず、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月から48年3月まで
ねんきん定期便を確認したところ、昭和43年4月から48年3月までの国民年金保険料が未納とされていた。
申立期間については、昭和43年4月にA市区町村役場において国民年金の加入手続きを行い、私が夫婦二人分の保険料を3か月ごとに納付しており、45年からは、私の母の保険料も一緒に納付していたはずである。
このため、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金に加入した時期は、申立人が所持する年金手帳から、昭和48年8月11日であると考えられ、申立期間の過半については、時効により保険料を納付することはできない。

また、申立期間について、申立人は、自らが夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人の夫も同一の期間の保険料が未納となっている。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、後からまとめて納付したことはないと主張しており、事実、申立期間の保険料を過年度納付及び特例納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえず、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断す

ると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

茨城厚生年金 事案 1703

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 9 月 30 日から同年 10 月 1 日まで
年金事務所に厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、私の夫が勤務していた昭和 42 年 9 月 30 日から同年 10 月 1 日までの期間について、厚生年金保険の被保険者記録が無かった旨の回答を受けた。私の夫は、昭和 42 年 3 月 15 日に A 社に入社して以来、平成 8 年 12 月に退職するまで、同社から B 社に社名は変わったものの、途中で退職したことは無いので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時の A 社の役員及び申立期間前後に A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において厚生年金保険被保険者の資格を喪失したことが確認できる 15 人の同僚に照会したところ、A 社と B 社は、i) 同じ C 社の販売会社ではあるが別会社であること、ii) 合併及び事業譲渡したわけではないこと、iii) メーカーが D 商品を撤退するに当たってメーカーの依頼により、B 社が A 社の従業員数人を受け入れただけであること、iv) 人事交流等は無く、移籍に際して退職金も支給されたことについて証言が得られたことから判断すると、申立人は A 社から B 社に異動したことは認められない。

また、上記の役員及び同僚からは、申立期間における厚生年金保険料の控除について、具体的な証言が得られなかった。

さらに、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人の被保険者資格喪失日前後 1 年に喪失した者は 91 人確認できるところ、そのうち 21 人が月末日に資格喪失しており、うち 15 人が申立人と同日の昭和 42 年 9 月 30 日に被保険者資格を喪失していることが確認できる。

このほか、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情も見当た

らない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

茨城厚生年金 事案 1704

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 9 月 1 日から 34 年 10 月 1 日まで
② 昭和 36 年 1 月 1 日から 42 年 3 月 1 日まで
③ 昭和 42 年 9 月 1 日から 44 年 4 月 10 日まで

年金事務所で厚生年金保険の加入期間を確認したところ、A社に勤務していた昭和 30 年 9 月 1 日から 34 年 10 月 1 日までの期間、B社に勤務していた 36 年 1 月 1 日から 42 年 3 月 1 日までの期間及びC社に勤務していた同年 9 月 1 日から 44 年 4 月 10 日までの期間について、脱退手当金が支給済みとなっていることが判明した。

しかし、脱退手当金を受給した覚えが無いので、各申立期間について脱退手当金が支給済みとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①に係る申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約 2 か月後の昭和 34 年 12 月 17 日に、申立期間①に係る脱退手当金の支給決定が行われており、当該脱退手当金の実支給額についても法定支給額と一致し、計算上の誤りが無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立期間①当時は、通算年金制度創設前であり、将来の年金受給資格については、厚生年金保険単独で計算されていたため、申立人のA社における勤続月数が 49 月であったことから、当時、申立期間①に係る脱退手当金を請求した事実の不自然さはみられない。

2 C社における申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立人に脱退手当金が支給されたことを示す「脱」の表示が記されているとともに、申立期間③に係る申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約 2 か月後の昭和 44 年 6 月 20 日に、申立期間②及び③に係る脱退手当金の支給決定が行われており、申立期間②及び③に係る脱退手当金の実支給額についても法定支給額と一致し、計算上の誤りが無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票つづりには、申立人と同様、被保険者本人の原票に「脱」表示がある同僚が申立人以外に一人存在し、オンライン記録においても脱退手当金の支給記録が確認できるところ、同人から、脱退手当金を受給したことを記憶しているとともに同社の事務員が脱退手当金の請求手続をしてくれた旨の回答が得られた。

- 3 このほか、申立人から聴取しても各申立期間に係る脱退手当金を受給した記憶が無いと主張するのみで、ほかに申立人が各申立期間に係る脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情も見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、各申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立人については、申立期間②の直前にある被保険者期間がその計算の基礎とされず、未請求となっているが、申立期間②及び③と未請求となっているD社における申立人の厚生年金手帳記号番号は別番号で管理されていることが確認できることから、当該一部未請求だけをもって不自然な請求であるとまでは言えない。

茨城厚生年金 事案 1705

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 9 月 10 日から 14 年 6 月 21 日まで
年金事務所に厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、平成 13 年 9 月 10 日から 14 年 6 月 21 日までの期間について、厚生年金保険の被保険者記録が無い旨の回答を受けた。

確かに勤務しており、厚生年金保険に加入していたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の被保険者記録並びにA社から提出された「平成 13 年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿」(写)、「平成 14 年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿」(写)及び「労働者名簿」(写)(以下「源泉徴収簿等」という。)により、申立人が申立期間にA社に勤務していたものの、申立人の申立期間に係る給与から、厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

また、A社から提出された「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書」(写)では、申立人の同社における厚生年金保険被保険者の資格取得日は、平成 14 年 6 月 21 日であることが確認でき、オンライン記録により確認できる資格取得日と一致している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

茨城厚生年金 事案 1706

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 7 月 1 日から同年 8 月 1 日まで
年金事務所に厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、平成 19 年 7 月 1 日から同年 8 月 1 日までの期間について、被保険者記録が無かった旨の回答を受けた。

私は、平成 19 年 7 月 1 日から A 社に継続して勤務していたことは間違いのないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の A 社に係る雇用保険の被保険者記録は、資格取得日が平成 19 年 7 月 2 日、離職日が 23 年 3 月 31 日となっていることから、申立人が申立期間のほぼ全ての期間において同社に勤務していたことが確認できる。

一方、申立人から提出された平成 19 年 7 月分の給与支給明細書により、給与から申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていることが確認できるものの、その翌月の同年 8 月分の給与支給明細書により、上記の厚生年金保険料が申立人に返納されていることが確認できる。

また、A 社に照会したところ、申立人は申立期間においては試用期間扱いであった旨及び当該期間に係る給与から厚生年金保険料を控除したが、これは誤りであったため、その翌月の給与において誤って控除した厚生年金保険料を返還した旨の回答が得られた。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていることを認めることはできない。

茨城厚生年金 事案 1707

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 8 月 1 日から 37 年 3 月 1 日まで
年金事務所に厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、A社に勤務していた昭和 36 年 8 月 1 日から 37 年 3 月 1 日までの期間について、被保険者記録が無かった旨の回答を受けた。

しかし、上記期間について、A社に勤務していたことは間違いのないので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人が名前を挙げた同僚 6 人のうち、3 人の名前が確認できることから判断すると、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、上記被保険者名簿には、申立人より先に勤務し、申立人と同じ事務職であったとする同僚を含む 3 人の名前が無い上、同僚 2 人が証言した入社時期と被保険者名簿における厚生年金保険被保険者資格の取得日が 8 か月又は 1 年 8 か月相違していることが確認できることから判断すると、同社では、必ずしも従業員全員を厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況とともに、従業員を加入させた場合であっても、必ずしも入社と同時に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

また、上記被保険者名簿には、申立人の名前は無く、申立期間に係る健康保険整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 3 月 1 日から 38 年 4 月 8 日まで
② 昭和 39 年 4 月 1 日から 43 年 4 月 21 日まで

日本年金機構から届いたはがきを確認したところ、A社に勤務していた昭和 37 年 3 月 1 日から 38 年 4 月 8 日までの期間及びB社に勤務していた 39 年 4 月 1 日から 43 年 4 月 21 日までの期間について、脱退手当金が支給済みとなっていることが判明した。

しかし、脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間について脱退手当金が支給済みとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②に係るB社の申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されたことを示す「脱」の表示が確認できるとともに、氏名変更の手続が行われたことを示す表示が確認できることから、申立人が脱退手当金の請求と同時に氏名変更の手続を行ったものと推認できる。

また、申立期間①及び②に係る脱退手当金の実支給額についても計算上の誤りが無く、法定支給額と一致し、申立期間②に係るB社における厚生年金保険被保険者資格喪失日から約5か月後の昭和43年9月20日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

このほか、申立人から聴取しても申立期間に係る脱退手当金を受給した記憶が無いと主張するのみで、ほかに申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

茨城厚生年金 事案 1709

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 2 月 16 日から同年 6 月 1 日まで
年金事務所に厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、A社に勤務していた昭和 36 年 2 月 16 日から同年 6 月 1 日までの期間について、被保険者記録が無かった旨の回答を受けた。

昭和 36 年 2 月 16 日から、A社に勤務していたことは間違いないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

法人登記の記録によると、申立期間当時、申立人が主張する所在地（B市区町村）において、「A社」という名称の事業所は見当たらない。

また、オンライン記録により、「A社」及び類似の名称を含む事業所を検索したところ、申立人が主張する所在地とは異なるC市区町村にD社が確認できたが、適用事業所名簿により、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和 40 年 6 月 1 日であり、申立期間当時は適用事業所でなかったことが確認できる。

さらに、申立人は、事業主及び同僚の名前を記憶していないため、申立事業所を特定することができない上、申立人の勤務実態など当時の事情を確認することができない。

このほか、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 9 月頃から平成 6 年 8 月 1 日まで
年金事務所に厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、A社に勤務していた昭和 63 年 9 月頃から平成 6 年 8 月 1 日までの期間について、被保険者記録が無い旨の回答を受けた。

当時、B社からの紹介で、A社の派遣社員として、C社において勤務していたのは間違いないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与が振り込まれていた口座の預金通帳(写)及び申立期間中にA社において、C社の営業を担当していた者の証言から判断すると、申立人は、申立期間中にA社に勤務していたことが推認されるものの、申立人に係る厚生年金保険の加入状況や保険料の控除について具体的な証言は得られなかった。

また、労働局に照会したところ、申立人の申立期間における雇用保険の被保険者記録は無いとの回答が得られた。

さらに、A社に照会したところ、申立期間当時の資料は残存しておらず、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の適用については不明であるものの、1年以上の継続雇用として採用した派遣社員であれば、最初に契約書を取り交わし、社会保険に加入させていたが、申立人については、臨時雇用として採用したものと思われ、その後も数か月間の短期雇用を継続していたために、社会保険に加入させていなかったのではないかと思われるとの回答が得られた。

加えて、オンライン記録によると、A社に係る厚生年金保険の被保険者記録の中には、申立人の名前は無く、健康保険整理番号に欠番も無い。

このほか、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。